

山武市芸術文化スポーツ活動報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芸術文化スポーツ活動に精励しその結果として、全国大会等に参加する機会を得ることとなった者に報奨金を交付することにより、その栄誉をたたえとともに、本市の芸術文化スポーツ活動の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、国際大会、全国大会、関東大会等の規模で開催される国、地方公共団体、公益法人、報道機関その他の団体が主催、共催又は後援する大会で、予選会、選考会等の選抜手続を経て出場若しくは出品する大会又は厳正かつ明確な基準により出場若しくは出品する大会をいう。

(交付対象者)

第3条 報奨金の交付の対象者は、芸術文化スポーツ活動により全国大会等に出場する次に掲げる要件に該当する個人又は団体とする。ただし、予選会、選考会等の選抜手続を経ることなく全国大会等に出場又は出品した場合は、入賞又は入選した者を交付の対象者とする。

- (1) 山武市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内に拠点を有する団体で、その団体の構成員のうち前号に規定する者が過半数を占めている団体
- (3) その他市長が特に適当と認めた個人又は団体

(適用除外)

第4条 この要綱は、山武市立小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金交付要綱(平成18年山武市告示第146号)の規定に基づく補助金の交付を受ける者については適用しない。

(報奨金の額及び回数)

第5条 報奨金の額は、次の表のとおりとする。ただし、報奨金の支出は、同一年度1人又は1団体につき3回までとする。

大会種別	報奨金の額	
	個人 (1人当たり)	団体 (1団体当たり)
関東大会等県大会を超える規模の大会	10,000円	30,000円
全国大会	20,000円	50,000円
国際大会	50,000円	100,000円

- 2 第3条第1号の規定に該当する個人が市外に拠点を有する団体に所属し、団体として全国大会等に出場する場合は、前項の規定にかかわらず、個人として出場する場合の報奨金

の額を適用し報奨金を交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 報奨金の交付を申請しようとするときは、大会に出場する日の2週間前までに山武市芸術文化スポーツ活動報奨金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第3条ただし書きに規定する入賞又は入選した者が申請する場合は、入賞又は入選したことが分かった日から2週間以内に申請するものとする。

- (1) 出場する大会又は入賞若しくは入選した大会の開催日、開催場所及び大会概要の分かる書類
- (2) 申請者がその大会に出場する又は入賞若しくは入選したことを証する書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに審査し、その結果について山武市芸術文化スポーツ活動報奨金交付決定(不承認)通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第8条 報奨金の交付を受けた者は、大会終了後30日以内に山武市芸術文化スポーツ活動報奨金結果報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、第6条ただし書きに規定する者は、その限りでない。

(返還)

第9条 報奨金の交付を受けた者が、不正な方法により報奨金の交付を受けた場合には、報奨金の全部を返還させることができる。

(芸術文化スポーツ振興への協力)

第10条 第7条の規定により、報奨金の交付を受けたものは、市の芸術文化スポーツの振興に資するため、次に掲げる事項に積極的に協力するものとする。

- (1) 市の広報誌、ホームページ等への紹介記事の掲載
- (2) 市が主催又は共催する芸術文化スポーツ事業への参加
- (3) その他芸術文化スポーツ振興に資する事項

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の支出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。